

新旧対照表（抄）

○ 中央区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等の効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成二十七年三月中央区条例第十四号）

新	旧
<p>（指定介護予防支援の業務の委託）</p> <p>第十五条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第百四十条の六十六第一号イ）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>二 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲及び業務量について配慮すること。</p> <p>三 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。</p> <p>四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第四条、この章及び次章の規定（第三十三条第二十九号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>附 則</p>	<p>（指定介護予防支援の業務の委託）</p> <p>第十五条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第百四十条の六十六第一号ロ(2)）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>二 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲及び業務量について配慮すること。</p> <p>三 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。</p> <p>四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第四条、この章及び次章の規定（第三十三条第二十九号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。</p>

この条例は、公布の日から施行する。	新
	旧